

岩手県監査委員告示第16号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第1号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月4日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡農業高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年10月1日

イ 本監査実施日 平成27年11月17日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年1月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
生産物の売払契約に当たり、積算を誤っているものが1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	生産物の売払契約の積算については、積算方法を是正し、再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 岩手県立平舘高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年10月1日

イ 本監査実施日 平成27年11月17日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年1月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、66,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた旅費については、平成27年10月21日に返納した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。